

認知症の行方不明者 事前登録で早期発見へ 高齢者等見守りネットワーク「事前登録事業」と 「伯耆町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」

伯耆町では、認知症やその他の認知機能の低下により、行方不明になるおそれのある人の名前や写真を事前に登録できる「事前登録事業」を行っています。これにより、登録者が行方不明になったとき、事前に登録された情報を健康対策課・総務課と黒坂警察署で共有することで、円滑に捜索でき、行方不明者の早期発見・保護につながります（登録方法は①へ）。

また、この登録事業を利用すると、「伯耆町個人賠償責任保険事業」に加入できます。これは、認知症高齢者の方が、日常生活で起こしてしまった事故（※）で、法律上の賠償責任を負った場合、保険金の支払いを受けることができる制度です（補償内容は②へ）。町が保険契約者となり、保険料を全額負担します。この保険に加入するには、「事前登録事業」へ登録が必要です（保険事業のみの加入はできません）。

※他人にケガを負わせた、他人のものを壊した、線路に入り電車を止めてしまった、など

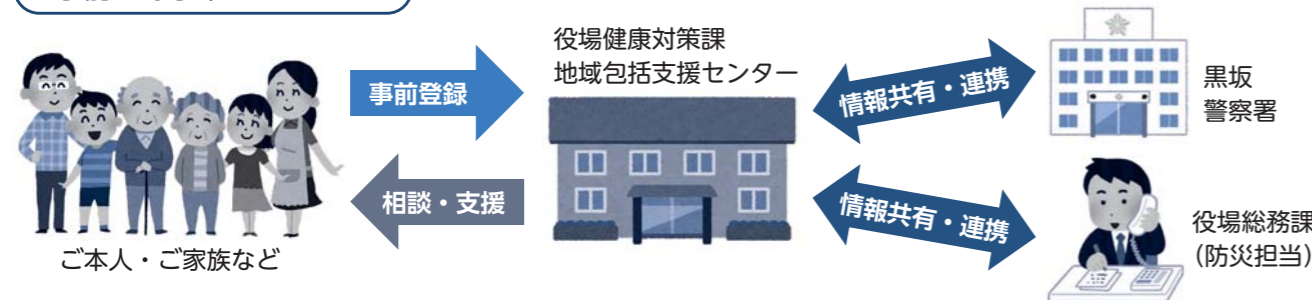
①「事前登録事業」登録方法

申請先：健康対策課
申請者：本人や家族など
必要なもの：認印、写真2枚（顔写真と全身写真）
※本人がいつも持ち歩いている物や、身に付けている物などがあれば、その写真もお持ちください。

②「伯耆町個人賠償責任保険事業」補償内容

・個人賠償責任保険 1億円
・交通事故傷害 50万円
※法律上の損害賠償責任を負った場合に適用され、保険金として支払われます。

事前登録事業のイメージ



申込み・問い合わせ先 健康対策課 生活相談室 TEL:0859-68-5535



二部集落支援員 活動レポート vol.17

新型コロナウイルスの影響で、今年度の活動が思うようにできない状況です。今後、状況を見ながら、できる事業は実施していきたいと思っております。

そんな中、「住みよい環境部会」で6月13日（土）、80歳以上の一人暮らしの方に、弁当を作って配布しました。

また、21日（日）には毎年恒例の一斉清掃を行いました。毎年、大勢の方に参加していただき、感謝しています。



ドライブレコーダー購入・取り付けへ補助金 あおり運転や交通事故を防ぐために

鳥取県と伯耆町は、安全運転意識の向上と、自動車の交通事故を防止するため、ドライブレコーダーの購入・取り付け費用を補助します。鳥取県が認定した事業所（店舗）で購入・取り付けしたものが対象です。予めご注意ください。

補助の内容

補助対象の条件	①町内に居住する方（年齢制限なし） ②ドライブレコーダーを購入・取り付け ③車検証の「所有者の氏名又は名称」（または「使用者の氏名又は名称」と、免許証の氏名が同一 ※氏名が同一でない場合は、「所有者の住所」（または「使用者の住所」と免許証の住所が同一） ④車検証の「自家用・業務用の別」が自家用である ⑤町税の滞納がない ⑥鳥取県の補助を受け、ドライブレコーダーを購入・取り付け
補助金額	【鳥取県】 上限3千円 【伯耆町】 県補助額を差し引いた残額（※）の1/2（上限2千円）

※消費税及び地方消費税相当分及び設置に際して行われた自動車の故障箇所の修理、改修などの費用は除く

申請・問い合わせ先

企画課 経営企画室 TEL:0859-68-4212

申請方法・提出書類

- 鳥取県が認定した事業所（※1）で、ドライブレコーダーを購入・取り付け
※1 鳥取県または町HPでご確認いただくか、企画課へお問い合わせください。
※2 上限3千円を割り引いた額で購入・取り付けできます。
- 伯耆町へ補助の申請
【提出書類】
●補助金交付申請書 ●補助金請求書
●領収書など（購入・取り付けをした日付・金額・店名が確認できる書類）
●運転免許証の写し ●車検証の写し ●認印
●通帳またはキャッシュカード（申請者本人の口座確認用）
【受付期間】 令和3年3月31日（火）まで
※予算がなくなり次第終了
【提出先】 企画課 経営企画室、分庁総合窓口課

注意事項

- 1人1台限り
- 鳥取県が認定した事業所（店舗）以外で購入・取り付けしたドライブレコーダーは対象外
- 県の補助を受けたことを確認してから、町の補助金を支払います。この確認のため、支払いまで日数がかかる場合があります。ご了承ください。

ひとり親家庭の特別医療費受給資格証 更新はお早めに（6月30日まで）

ひとり親家庭の父母（およびその他の養育者）やそのお子さんが、医療機関にかかった場合に、支払った保険診療費の自己負担分の一部を助成する制度があります。医療機関の窓口で、健康保険証と合わせて「ひとり親家庭の特別医療費受給資格証」を提示すると、自己負担額が軽減されます。

「ひとり親家庭の特別医療費受給資格証」をお持ちの方は、6月30日が有効期限です。早めに更新手続きをしてください。現在、この資格証を持っていない方は、以下の要件を全て満たすと対象になる場合があります。詳しくは、健康対策課へお問い合わせください。

受給資格要件（次の2つの要件を満たす方）

- ひとり親家庭で、18歳以下（18歳の誕生日以降に迎える最初の3月31日まで）の子を扶養している方
- 世帯全員が令和元年度分所得税非課税の方（16歳未満の扶養親族がいる場合は、扶養控除があると仮計算した結果で判定）

申請（更新）に必要なもの

- 健康保険証
- 認印
- 特別医療費受給資格証（持っている方のみ）

令和2年1月2日以降に伯耆町に転入した方のみ

- 前住所地が発行する令和2年度（令和元年中）所得課税証明書（所得と控除の内訳が分かるもの）

申請（更新）窓口

健康対策課 健康増進室、分庁総合窓口課

～上記要件に該当しなかったひとり親家庭の方へ～



児童扶養手当の所得限度額未満の方は、伯耆町医療費助成制度に該当する場合がありますので、下記へお問い合わせください。

申請・問い合わせ先

健康対策課 健康増進室 TEL:0859-68-5536